

海田町建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土砂災害から町民の生命及び身体を保護するため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号国土交通事務次官通知。以下「交付金交付要綱」という。）に基づき、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）内の既存不適格の住宅・建築物について、土砂災害対策改修を実施する所有者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、海田町補助金等交付規則（平成7年3月27日規則第1号。以下「交付規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ各号の定めるところによる。

- (1) 土砂災害対策改修 土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していない住宅・建築物に対し、想定される土石流の高さや衝撃力に応じて定められた仕様を満たす鉄筋コンクリート造の外壁等を設ける等の改修をいう。
- (2) 事業実施者 住宅・建築物の土砂災害対策改修を実施する建物所有者をいう。

(補助金交付対象事業等)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助金交付対象事業」という。）は、事業実施者が行う住宅・建築物の土砂災害対策改修とする。

2 補助金交付対象事業は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

- (1) 土砂災害対策改修の対象とする住宅・建築物（以下「補助金交付対象建築物」という。）が、海田町内における特別警戒区域内にあるものであること。
- (2) 補助金交付対象建築物が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「基準法施行令」という。）第80条の3の規定について既存不適格であること。
- (3) 補助金交付対象建築物が土砂災害対策改修の結果、土砂災害に対して安全な構造となること。
- (4) 事業実施者に課せられた本町の町税等（住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料をいい、その延滞金を含む。以下「町税等」という。）のうち、当該補助金の交付申請の日以前に納期（延納、納税の猶予又は納期限の延長に係る期限を含む。）が到来した町税等を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱による補助金の交付は、1の補助金交付対象建築物につき1回限りとする。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、交付金交付要綱附属第三編第1章にいう住宅・建築物の土砂災害対策改修に要する工事費又は330万円のいずれか低い額に100分の23を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 事業実施者は、補助金の交付を受けて土砂災害対策改修を実施しようとする場合において、補助金交付申請書(別記様式第1号)に関係書類を添えて町長に申請しなければならない。

2 前項に掲げる関係書類は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書(別紙1)
- (2) 補助金交付対象建築物の登記事項証明書その他所有者が確認できる書類(3ヶ月以内に交付されたものに限る。)
- (3) 補助金交付対象建築物の建築時期が確認できる書類
- (4) 補助金交付対象建築物の附近見取図、特別警戒区域が記載された配置図、各階平面図、立面図、断面図
- (5) 補助金交付対象建築物の土砂災害対策工事前の現況を確認できる写真
- (6) 補助金交付対象建築物が基準法施行令第80条の3の規定について既存不適格であることが確認できる書類
- (7) 土砂災害対策改修の結果、補助金交付対象建築物が土砂災害に対して安全な構造となることが確認できる書類
- (8) 土砂災害対策改修に要する工事費の見積書の写し
- (9) 補助金交付対象建築物の新築当時における建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。)第6条第1項の規定による確認済証又は同法第7条第5項の規定による検査済証の写し(同法第6条第1項の規定による確認の申請が必要な場合に限る。)
- (10) その他町長が必要と認めるもの

3 第1項の補助金の交付を受けようとする者は、交付を受けようとする補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税等のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計金額を補助対象経費の消費税等相当額に対する補助額の消費税等相当額の割合で按分して得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付決定通知等)

第6条 町長は前条に掲げる補助金交付申請書の内容が交付金交付要綱、交付規則及びこの要綱に適合するものであると認める場合は交付決定通知書(別記様式第12号)を、認められない場合は不交付決定通知書(別記様式第13号)を事業実施者に交付するものとする。

2 事業実施者は前項の交付決定通知を受けた後でなければ土砂災害対策改修を行ってはならない。

3 次条第1号の規定による交付変更申請があった場合の変更交付決定の通知の様式は、別記様式第14号のとおりとする。

(補助金の交付条件)

第7条 交付規則第5条第1項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合又は補助金の額に変更を生じる場合は、補助金交付変更申請書(別記様式第2号)に関係書類を添えて、あらかじめ町長の承認を受けなければならない

い。

(2) 補助事業を中止し又は廃止する場合は、速やかに中止（廃止）承認申請書（別記様式第3号）を提出し、町長の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに完了期日変更報告書（別記様式第4号）を提出し、町長の指示を受けなければならない。
（実績報告）

第8条 交付規則第12条の規定による補助事業等実績報告書の様式は、別記様式第5号のとおりとし、その提出期限は、当該事業完了の日（廃止の承認を受けた日を含む。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する町の会計年度の末日のいずれか早い日とする。

2 交付規則第12条に掲げる町長の定める書類は次の各号に掲げるものとする。

(1) 補助金精算内訳（別紙2）

(2) 土砂災害対策改修の施工前及び施工後の写真

(3) 土砂災害改修に係る工事契約書の写し

(4) 土砂災害改修に係る請求書又は領収書その他支出の根拠となる書類の写し

(5) 基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し（同法第6条第1項に規定する確認済証の交付を受けた場合に限る。）

(6) その他町長が必要と認めるもの

3 交付の決定を受けた補助金の一部又は全部を、所定の手続きを経て翌会計年度に繰越した場合の年度終了実績報告書の様式は、別記様式第6号のとおりとし、その提出期限は、翌会計年度の4月10日とする。

4 第1項の規定により実績報告書を提出する者のうち、第5条第3項ただし書きの規定により申請をした者は、補助金の交付決定額について消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

（額の確定）

第9条 交付規則第13条の規定による補助金の額の確定通知書は、別記様式第7号のとおりとする。

（交付決定の取消し）

第10条 町長は、交付規則第18条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、別記様式第8号により、当該補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 交付規則第19条の規定による補助金返還命令書は、別記様式第9号のとおりとする。

（消費税相当額の確定に伴う補助金の返還）

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、別記様式10号により、速やかに町長に報告するとともに、町長の返還命令を受けてこれを町長に返還しなければならない。

（補助金の交付方法）

第13条 補助金は交付規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとし、その

請求の様式は別記様式第11号によるものとする。

(帳簿等の保存期間)

第14条 交付規則第22条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該事業完了の日から起算して5年を経過した日の属する町の会計年度の末日までとする。

(暴力団の排除)

第15条 町長は、事業実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

2 町長は、第7条に規定により補助金の交付の決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。